

平成 26 年 6 月 17 日

指定障害福祉サービス事業者等 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

サービス提供実績記録票等の記載等について（通知）

平素は、本市障害福祉施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記のサービス提供実績記録票、サービス等利用計画及びモニタリング報告書等（以下「実績記録票等」という。）につきまして、本市においては運用上、写しを御提出いただいているところです。

※「サービス等利用計画」は計画相談支援にかかる書類です。「サービス利用計画書Ⅰ」とは別のものです。

当該運用において、こちらの案内不足もあり、周知が徹底されていない部分がありましたので、改めて通知いたします。なお、改めて整理した内容もございますので、一部、従前の案内と異なる場合もございますが、今後は本通知を正としてお取り扱いくださいますよう、お願いいたします。

実績記録票等は請求の一環として必須の書類であり、根拠となる重要な書類です。そのため、内容が不十分であったり、疑義がある場合は返戻の対象となる場合がございますので、請求の御担当者様等におかれましては、再度、御確認をいただき適正な請求事務に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 運用上のルール

- ・ 御提出期限について、電子請求が毎月 10 日までですので、郵送等を考慮し毎月 11 日必着としております（直接お持ちいただく場合も同様に 11 日必着です）。なお、11 日が土日等の場合は翌開庁日までに御提出ください。
- ・ 御提出いただくのは写しで結構です。原本は他の請求書類同様に 5 年間保管してください。

- ・ 利用者印についてはできるだけ重ならないよう、ずらして押印する等の御配慮をお願いいたします。また、印刷で見えなくならないよう、御配慮ください（強く押す、印刷を濃くする、濃い朱肉を用いる等）。
- ・ 御提出いただくのは実績記録票等のみで結構ですので、サービス利用計画書Ⅰ、請求書、明細書等は不要です。なお、計画相談支援にかかる請求以外でサービス等利用計画等を御提出いただく必要はございません。
- ・ 当該月に請求しない分については御提出不要です。請求する月に合せて御提出ください。

○ 散見される誤り

- ・ 受給者番号の誤りや未記入があることがございます。受給者証を御確認いただき、正しく御記入ください。
- ・ 提供月（票の上欄外）、日付、曜日、提供時間等が誤っていることがございます。複数の事業所を利用されている方の場合、それらの請求内容の突き合わせをしますので、正しく御記入ください。また、電子請求データ作成の際も同様に御注意ください。
- ・ 平成26年度の制度改正に伴い、様式についても見直しを行いました。旧様式で御提出いただくことがございます。加算の内容等を変更しているため、必ず新様式を使用してください。
- ・ 本市以外の自治体が所管する利用者のサービス提供実績記録票について、お送りいただく必要はございませんので、当該自治体の扱いに従ってください。

○ お願い

- ・ ホチキス止め、両面印刷はしないでください。
- ・ 居宅系（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）はまとめて受給者番号順に並べてください。それ以外は、サービス種類ごと受給者番号順に並べてください。
- ・ 月遅れ請求等の場合は、当該月の一式と別にしてください。
- ・ 差替え等の場合は付箋等でその旨をお知らせください。

障害計画課給付係

TEL 044-200-2675

FAX 044-200-3932